



緊急通報サービス助成

病弱な高齢者・障がい者世帯が安心して地域で暮らすことができるよう、緊急時の消防への通報や現場へのかけつけ、看護師等専門職による24時間相談などの民間サービスを利用する際の費用の一部を助成します。

サービス内容

駆けつけサービス

- 緊急ボタンを押すと、病状などの確認後、速やかに警備員と救急車が自宅に駆けつけます
- ペンダント型緊急ボタン付属（室内専用）

- 煙やガスなどのセンサーが感知すると、警備員が自宅まで駆けつけます
- 一定時間、トイレなどの扉の開閉が無いと、警備員が自宅まで駆けつけます

相談サービス

- 24時間、看護師などの専門職員が、健康などの相談を受けます



合鍵預かりサービス

- 合鍵を預かり、緊急時には警備員が合鍵を持って駆けつけます。合鍵は、利用者本人の目の前で封をして管理し、緊急時以外は使用しません



助成の対象者

次のいずれかで構成される、生活保護受給世帯または市民税非課税世帯

- ① 「65歳以上の病弱な方」で構成される世帯
- ② 「重度障がいの方」で構成される世帯
 重度障がい…身体障がい（肢体障がい1・2級）
 知的障がい（療育手帳A判定）
 精神障がい（1級）
- ③ 「60歳以上の病弱な方」と「重度障がいの方」で構成される世帯

※病弱の判断基準は裏面

助成金の額

対象経費	区分	助成上限額
初期費用	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1回5,500円
月額料金	生活保護受給世帯	月額3,000円
	市民税非課税世帯	月額2,000円

本人負担額 ※民間サービスの一例（アルソックの場合）

対象経費	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	課税世帯(助成対象外)
初期費用	本人の実質負担なし (市から5,500円助成後)	本人の実質負担なし (市から5,500円助成後)	本人負担5,500円程度
月額料金	本人の実質負担なし (市から3,000円助成後)	本人の実質負担1,000円程度 (市から2,000円助成後)	本人負担3,000円程度

※アルソックご利用の場合、1人当り初期費用5,500円程度、月額料金3,000円程度かかりますが、市からの助成を差し引いた実質負担は上記のとおりとなります。(料金は契約内容に応じて変わります)

助成の手続きと流れ

① 相談	市高齢介護課の窓口や電話などでご相談ください。サービスの内容や料金などを説明します。代理の方でも構いません。
② 申込み	利用する民間事業者や内容が決まったら、利用申請書を提出します。
③ 結果通知	利用申請書の内容を審査します。自宅に伺い、持病など体の状態を確認することもあります。審査後、結果を通知します。
④ 取付け	民間事業者と契約後、緊急通報装置およびセンサーを取り付けます。また、合鍵を民間事業者に預けます。
⑤ 利用開始	利用料から助成金を差し引いた本人負担額を民間事業者に支払います。

病弱の判断基準

病弱の判断	基準	①緊急時に機敏に行動することが困難な方（急な発作、意識障がい、呼吸困難等） ②転倒後、自力で起き上がることが困難な方 ③電話等により自ら救命要請を行うことが困難な方（失語や難聴等）
	方法	①本人との面談による聞き取り ②民生委員への聞き取り ③介護保険、障がいの情報を確認 ④処方薬等から病状の確認（処方箋やおくすり手帳等）

複数の情報をもとに総合的に判断

病弱の例

区分	病名や症状など
意識障がい等のリスクがある	糖尿病、膵臓のう胞、てんかん
呼吸困難等のリスクがある	気管支喘息、間質性肺炎、在宅酸素療養
失語、難聴等により救命要請困難	難聴、失語症、視力低下（緑内障等）
急な発作等のリスクがある	狭心症、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞、くも(硬)膜下出血
転倒後、起き上がり困難	変形性膝関節症、人工関節置換、重症筋無力症、骨軟化症、後靭帯骨化症、車いすや歩行器を使用、骨折、骨粗鬆症による影響
その他（機敏な行動が困難）	強度のめまい…メニエール病、遅発性内リンパ水腫 行動制限…大動脈弁狭窄症、脳梗塞等後遺症、変形性頸椎症、パーキンソン病、脊柱管狭窄症

問合せ先

●「65歳以上の病弱な方」で構成される世帯

高齢介護課高齢者支援グループ

Tel.23-4111(内線：366, 369)

●「60歳以上の病弱な方」と「重度障がいの方」で構成される世帯

福祉課障がい者福祉グループ

Tel.23-4111(内線：362, 363)

●「重度障がいの方」で構成される世帯